

PCB（ポリ塩化ビフェニル）関連

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用コンデンサの判別について

過去、当社で生産された油入りコンデンサに絶縁油としてPCBを使用したものがあります。当社ではすでに1972年3月にPCB入りコンデンサの製造を中止し、1972年4月以降製造のコンデンサにはPCBは使用致しておりません。

当社製コンデンサのPCB使用有無判別についてご案内いたします。

(1) PCB使用コンデンサ他の表示記号について

コンデンサについております銘板、表面に表示されております型式をご確認いただき、下記表をご参照願います。

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物

電気工作物の種類	製造業者名	表示記号
コンデンサ	日本コンデンサ工業株式会社※ 株式会社関西二井製作所※ (※：現ニチコン株式会社)	SPF, TPF, TPA, TPB, TPE, DF式, SAD, SAT, HPP, SF, TCS, TCB, AIB, TES, TEB, SFAI, TPFI, TPEI
リアクトル	日本コンデンサ工業株式会社※ (※：現ニチコン株式会社)	SRD, SD

ご参考

1. PCBは1972年3月末をもって使用中止としましたので、それ以降の生産品にはPCBを使用しておりませんが、微量PCBの混入可能性を否定するものではありません。詳細は、「微量PCBの混入可能性に関する見解について」をご確認ください。
2. 銘板、またはコンデンサケース表面に書かれている製造年月日をご確認ください。
3. 不明な点は下記へお問い合わせ願います。

■ PCB使用コンデンサに関するお問い合わせ先

ニチコン株式会社 環境担当窓口
〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る
TEL. 075-241-5320 FAX. 075-256-4158
E-mail. eco@nichicon.com

■ PCB使用機器関連については、下記のサイトもご覧ください。

社団法人 日本電機工業会
<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

- 低濃度PCB廃棄物の処分期間
令和9年(2027年)3月31日まで

微量PCBの混入可能性に関する見解について

1. 微量PCBの混入可能性に関する経緯

- (1) 1972年（昭和47年）以降、通商産業省（当時）の通達に基づき、電気機器へのPCB（ポリ塩化ビフェニル）絶縁油の使用を中止していますが、2000年（平成12年）7月に電気絶縁油（JIS C 2320）を使用した一般産業用変圧器の一部から極微量のPCBが検出されたとの事例報告が（社）日本電機工業会（JEMA）にありました。
- (2) 上記に対し、2002年（平成14年）7月12日 経済産業省、環境省から（社）日本電機工業会（JEMA）に対して調査および情報提供の指示がなされました。
- (3) （社）日本電機工業会（JEMA）は同指示を受け、2002年（平成14年）7月16日 同会員企業に対し「微量PCB検出可能性」および「検出事例の有無」についての調査を指示しました。
- (4) かねてより当社では「絶縁油は新油（合成油）を使用していること」、「生産ラインは分離していたこと」、「過去に微量PCBの検出事例が無かったこと」から、微量PCBの混入可能性は無いと表明しておりました。
- (5) しかしながら、その後の（社）日本電機工業会（JEMA）および当社サンプル調査等の調査結果において、1989年以前に使用していた絶縁油より検出事例が出ていることから、1989年以前に生産された油入り機器への微量PCB混入可能性は完全に否定出来ないものと判断するに至っております。

注）合成油への切替時（1972年～1973年）において、「非PCB製品」と表示された機器がございますが、これは「PCB油を使用していない」ことを意味するものであり、微量PCBの混入可能性を否定するものではありません。

なお、微量PCBの混入機器のことにつきましては、（社）日本電機工業会の「変圧器等への微量PCB混入可能性に関する調査結果について」に詳細な報告がなされておりますのでご参照ください。

(<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>)

2. お客様へのお願い

2004年4月以降、絶縁油の受入時、機器への注油前のPCB分析を実施しておりますが、2004年3月以前に生産された個々の油入機器については混入の有無を判定あるいは証明することは出来ません。従いまして、廃棄時には絶縁油中のPCB分析を実施し、混入の有無を確認くださるようお願いいたします。また、微量PCB混入が確認された場合には、「電気事業法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて適切な処置を取っていただく必要があります。

また、微量PCB混入の可能性が完全に否定できないとされる機器については、PCBを含有していないことが確認されるまでの間は、PCB廃棄物と同様の適切な処置が必要ですので、機器使用のお客様におかれましては十分ご注意ください。

なお、2004年4月以降に生産された油入機器につきましては、絶縁油中のPCB不含有（0.5ppm以下）を確認しており証明いたします。